

令和 6 年 6 月 27 日 開催

令 和 6 年

第 6 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和6年第6回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月27日（木）開会 14：00 閉会 14：40

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 議長 | 立藏 義春 | 6番 | 山田 美代子 |
| 1番 | 川村 稔 | 7番 | 近江 政夫 |
| 3番 | 佐藤 勉 | 8番 | 菅原 秀樹 |
| 4番 | 大槻 寅男 | 9番 | 西浦 克彦 |
| 5番 | 八戸 千修 | | |

以上9名

4 事務局出席者

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 次長 | 吉田 浩樹 | 主任主事 | 笠原 未帆 |
| 農地課長 | 石岡 正直 | 主事 | 小笠原 康太 |
| 主査 | 奥野 秀光 | | |

以上5名

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況
その他事務の実施状況の公表（案）について
- 議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14：00 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和6年第6回農業委員会総会を開会いたします。

まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり議案5件、報告1件、計6件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、1番川村委員、3番佐藤委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の所有権移転および1件の賃貸借の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1千644平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、7ページが箇所図、8ページが調査書となってございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3万4千146平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1から番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号2について、農地の所有権移転および賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号番号1から番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の12ページをお開き願います。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転2件および利用権設定1件、計3件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

13ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万1千332平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和6年6月28日、対価は、記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、14ページが調査書となってございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計3万2千566平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和6年7月31日、対価は、記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、16ページが箇所図、17ページが調査書となってございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9千808平方メートルのうち、7千685平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、賃借権、利用目的は田、利用期間の始期は、令和6年7月1日、終期は、令和10年12月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、19ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して3番佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号1から番号3に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号3について、農地の所有権移転、賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1から番号3についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の20ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

21ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、999平方メートル、農地区分は第2種農地でございます。

権利の内容は、所有権、計画内容は、農業用倉庫の建築となっておりまして、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は農地所有適格法人で、当該申請地は、耕作する農地、および転用者の住宅を含む所有地に近接しており、立地条件、敷地面積等を検討した結果、当該申請地以外の土地を確保できなかったことから、当該申請地を転用するものでございます。

なお、22ページが箇所図、23ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して3番佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第3号地法第5条の規定による許可申請について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、農業用倉庫の建築によるものですが、当該農地は、函館市立赤川中学校の北東約300mに位置し、5ヘクタール未満の生産性の低い小集団の農地であることから、第2種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第3号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採択いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の24ページをお開き願います。

議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、先日、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様に対し書面で協議を行った案の決定について、審議を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。

令和6年4月1日現在の「I 農業委員会の状況」につきましては、記載のとおりでございます。

なお、農地利用最適化推進委員の委嘱年月日につきましては、「※印」のとおり記載しております。

26ページをお開き願います。

「II 最適化活動の実施状況」について、ご説明申し上げます。

「1 最適化活動の成果目標」「（1）農地の集積」についてですが、

「①現状及び課題」欄の農地面積は、農林水産省の統計数値を記載しております。

また、これまでの集積面積「989ha」は、令和5年3月末の数値を記載しております。

「②目標」につきましては、これまでの集積面積に、農業委員会が定めております「最適化の推進に関する指針」において、単年度の集積面積を「10ha」の増としておりましたので、これまでの集積面積に加算した「999ha」を目標としておりました。

「③実績」につきましては、新規の集積面積実績が「16.4ha」で、集積面積の累計が「1,005.4ha」となり、目標の集積面積「999ha」に対する達成状況は、「100.6%」となっております。

次に、「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてでございます。

「①現状及び課題」の遊休農地面積は、令和5年度末の状況を記載しております。令和4年度の非農地化の判断・決定により「39ha」が減少となったことから、それまでの「59ha」から減少分を差し引き、「20ha」と記載しております。

「②目標」につきましては、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を、令和4年度から令和8年度まで「5分の1」ずつ5年間で解消することとしております。したがいまして、令和3年度時点の「23ha」のうち「4.6ha」を目標に掲げておりましたが、27ページの「③実績」に記載のとおり令和5年度においては、利用状況調査により緑区分の「3.6ha」の遊休農地を解消しております。

「④その他」におきまして、農業委員・推進委員の皆さまにより9月から10月まで利用状況調査を行い、総会において、緑区分「3.6ha」と、黄区分は「0ha」で、全体で「3.6ha」の非農地化の判断・決定、遊休農地の解消が図られたことを記載してございます。

次に、(3)の「新規参入の促進」についてですが、記載のとおりでございます。

28ページをお開き願います。

「2最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、ご説明申し上げます。

国は、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標として最低6日から7日と示していることから、令和5年度の活動日数を6日としたところでございます。

また、原則、全ての農業委員および推進委員の最適化活動を評価するとしているため、全ての委員を活動対象者として設定しております。

また、1人あたり月平均6日の活動日数を目標としまして、資料に記載しております3項目の取り組みを設定したところですが、令和5年度は、9月に「利用状況調査」を実施しております。

29ページをお開き願います。

次に、「(3)新規参入相談会への参加」について、ご説明申し上げます。

渡島総合振興局におきまして令和5年度中、3回「おしま農業のお仕事相談会」が開催されましたが、参加することができませんでした。

次に、「目標の達成状況の評語」について、ご説明申し上げます。

令和5年度から成果目標の「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の達成状況に応じた点数制による評価となっております。

それぞれの成果目標の点数につきましては、「農地の集積」は、目標「999ha」

に対し、実績が「1, 005 ha」、達成率「100. 6%」となりますので、3点が加算となります。

次に、「緑区分の遊休農地の解消」は、目標「4. 6 ha」に対し、実績「3. 6 ha」、達成率「78. 3%」となりますので、1点が加算となります。

次に、「新規参入の促進」は、目標「13. 5 ha」に対し、実績が「0. 9 ha」達成率「6. 7%」となりますので、1点が加算となります。

結果としましては、令和5年度の当農業委員会の達成点数は合計5点となりますので、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」として、評価したところあります。

次に、「推進委員等の点検・評価結果」について、ご説明いたします。

点検・評価結果につきましても、点数制による評価となっておりますが、先ほどの成果目標の達成状況とは別に、配点自体が定められております。

その配点により、「農地の集積」の達成率が「100. 6%」となりますので、2点が加算となります。

次に、「緑区分の遊休農地の解消」の達成率が「78. 3%」となりますので、1点の加算となります。

次に、「新規参入の促進」の達成率が「6. 7%」となりますので、1点となります。

また、推進委員等の点検・評価につきましては、月平均の活動日数目標の達成状況による加点があり、活動日数が「目標を上回った場合は6点」、「目標どおりの場合は4点」、「目標を下回った場合は2点」が加算となります。

さらに、月あたりの最適化活動の年間平均日数の達成による加点もあり、活動日数が「13日以上は、12点」「8日以上13日未満は、8点」「6日以上8日未満は、4点」が加算となります。

評価結果につきましては、25点で「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」が3名、19点で「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が1名、9点から13点で「目標に対して期待をやや下回る結果となった」が13名と、評価したところであります。

議案書の30ページをお開き願います。

「Ⅲ事務の実施状況」について、ご説明申し上げます。

「1 総会、部会の開催実績」は、令和5年度の実績を記載しておりますが、7月に委員改選がございましたので、定例回数より1回多くなってございます。

「2 農地法第3条に基づく許可事務」についてですが、令和5年度の処理件数は、18件であり、すべて「許可」しております。

標準処理期間は、申請書受理から28日と定められておりますが、実際の処理期間は平均で、22日となっております。

「3 農地転用に関する事務」についてですが、令和5年度の処理件数は、4件であり、すべて「許可」しております。

標準処理期間は、申請書受理から42日と定められておりますが、実際の処理期間は平均で59日となっております。

標準処理期間内に処理が行われなかった事由ですが、北海道知事への意見送付の前に北海道農業会議へ意見聴取を行うため、総会翌月の常設審議会の審査に付すことによるものです。

次に、「4 違反転用への対応」についてですが、令和5年度において、違反転用はございませんでした。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から、説明がありました。この（案）について、各委員から、何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を、ご説明申し上げます。

令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知により、農業委員会は最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標設定等に取り組むこととされました。

議案書の32ページをお開き願います。

はじめに、「1 農業委員会の状況」令和6年4月1日現在について、ご説明申し上げます。

「1 農業委員会の現在の体制」および「2 農家・農地等の概要」は、記載のとおりでございます。

なお、本ページの内容につきましては、25ページの別紙様式5と同様となってございます。

33ページをお開き願います。

「Ⅱ最適化活動の目標」「1最適化活動の成果目標」「(1)農地の集積」「①現状及び課題」について、ご説明申し上げます。

議案第4号におきましてもご説明いたしましたが、農地面積は、農林水産省の統計数値を記載しております。また、これまでの集積面積「1,005.4ha」は、令和6年3月末の数値を記載しております。

続きまして、「②目標」につきましては、これまでの集積面積に、農業委員会が定めております「最適化の推進に関する指針」において、単年度の集積面積を「10ha」の増といたしまして、「1,015.4ha」を目標としたところでございます。

次に、「(2)遊休農地の解消」「①現状及び課題」について、ご説明申し上げます。

現状の遊休および課題の農地面積につきましては、令和5年度当初の遊休農地が「20ha」であり、令和5年度末におきまして、遊休農地の緑区分「3.6ha」の解消を行っておりますので、令和6年度当初において、当委員会が把握している遊休農地は「16.4ha」となります。

「②目標」「ア既存遊休農地の解消」について、ご説明申し上げます。

「a緑区分の遊休農地の解消」「b黄区分の遊休農地の解消」につきましては、「別紙様式5」の「26ページ、27ページ」をご説明した際と同様、要領により記載方法が示されておりますので、令和3年度時点の数値を記載しております。

今後におきましても、農業委員・推進委員の皆様による利用状況調査を実施し、遊休農地の把握、解消に取り組んで参りたいと考えているところであります。

34ページをお開き願います。

次に、「(3)新規参入の促進」「①現状及び課題」についてでございますが、直近3カ年の数値を記載しております。

「②目標」でございますが、3カ年の権利移動面積の平均が「127ha」でございまして、その1割であります「12.7ha」を令和6年度の目標としたところでございます。

「2最適化活動の活動目標」「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、ご説明申し上げます。

国は、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標として最低6日から7日と示していることから、6日を目標に設定しております。

また、原則、全ての農業委員および推進委員の最適化活動を評価するとしているため、全ての委員を活動対象者として設定しております。

「(2)活動強化月間の設定目標」につきましては、強化月間を3回以上設けることとしているため、記載しております3回の取り組みを設定しております。

「(3)新規参入相談会への参加目標」につきまして、ご説明申し上げます。

本市において現時点では実施していないことから、渡島総合振興局主催の「おしま農業のお仕事相談会」への参加を参加目標として設定しております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から、説明がありましたが、この（案）について、各委員から、何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」および「令和6年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日の決定をもって、農業委員会ホームページでの公表および北海道への報告を行いますので、ご承知おき願います。

次に、日程第7報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の36ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が9件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

35ページをお開き願います。

このページの番号1から45ページの番号9まで、区域外3件、市街化調整区域1件、市街化区域5件、計9件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、6月3日、月曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について、推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。

本調査は、旧亀田地区を対象に、松浦推進委員、松岡推進委員、保志場推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて、2点目ですが、次の総会は、令和6年7月24日水曜日午後2時から市役所8階大会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、7月5日金曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、7月17日水曜日午後1時からとなります。

それでは、7月の現地調査委員を指名いたします。

4番大槻委員、5番八戸委員、6番山田委員以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じ

ますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

14 : 40

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長立藏義春

署名委員川村稔

署名委員佐藤勉